

## 労災保険料率及び労務費率等が改定！

平成27年4月1日施行に向け労災保険料率及び労務費率等の改定作業が進められています。  
太字が改定箇所です。

労 災 保 険 料 率 表

事業の種類	事業の種類番号	事業の種類	労 災 保 険 料 率	
			平成27年度	平成26年度
林業	2	木材伐出業		
	3	その他の林業	60.0 / 1000	60.0 / 1000
漁業	11	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	19.0 / 1000	20.0 / 1000
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く	38.0 / 1000	40.0 / 1000
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。)	88.0 / 1000	88.0 / 1000
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	20.0 / 1000	19.0 / 1000
	24	原油又は天然ガス鉱業	3.0 / 1000	5.5 / 1000
	25	採石業	52.0 / 1000	58.0 / 1000
	26	その他の鉱業	26.0 / 1000	25.0 / 1000
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	79.0 / 1000	89.0 / 1000
	32	道路新設事業	11.0 / 1000	16.0 / 1000
	33	舗装工事業	9.0 / 1000	10.0 / 1000
	34	鉄道又は軌道新設事業	9.5 / 1000	17.0 / 1000
	35	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	11.0 / 1000	13.0 / 1000
	38	既設建築物設備工事業	15.0 / 1000	15.0 / 1000
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5 / 1000	7.5 / 1000
製造業	37	その他の建設事業	17.0 / 1000	19.0 / 1000
	41	食料品製造業(たばこ等製造業を含む。)	6.0 / 1000	6.0 / 1000
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4.5 / 1000	4.0 / 1000
	44	木材又は木製品製造業	14.0 / 1000	13.0 / 1000
	45	パルプ又は紙製造業	7.0 / 1000	7.5 / 1000
	46	印刷又は製本業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
	47	化学工業	4.5 / 1000	5.0 / 1000
	48	ガラス又はセメント製造業	5.5 / 1000	7.5 / 1000
	66	コンクリート製造業	13.0 / 1000	13.0 / 1000
	62	陶磁器製品製造業	19.0 / 1000	19.0 / 1000
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26.0 / 1000	26.0 / 1000
	50	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	7.0 / 1000	6.5 / 1000
	51	非鉄金属精錬業	6.5 / 1000	7.0 / 1000
	52	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	5.5 / 1000	7.0 / 1000
	53	鋳物業	18.0 / 1000	17.0 / 1000
	54	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除く。)	10.0 / 1000	10.0 / 1000
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除く。)	6.5 / 1000	6.5 / 1000
	55	めっき業	7.0 / 1000	7.0 / 1000
	56	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5.5 / 1000	5.5 / 1000
	57	電気機械器具製造業	3.0 / 1000	3.0 / 1000
	58	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	4.0 / 1000	4.5 / 1000
	59	船舶製造又は修理業	23.0 / 1000	23.0 / 1000
	60	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	2.5 / 1000	2.5 / 1000
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5 / 1000	4.0 / 1000	
61	その他の製造業	6.5 / 1000	7.0 / 1000	
運輸業	71	交通運輸事業	4.5 / 1000	4.5 / 1000
	72	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9.0 / 1000	9.0 / 1000
	73	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	9.0 / 1000	11.0 / 1000
	74	港湾荷役業	13.0 / 1000	16.0 / 1000
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3.0 / 1000	3.0 / 1000
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13.0 / 1000	12.0 / 1000
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	12.0 / 1000	13.0 / 1000
	93	ビルメンテナンス業	5.5 / 1000	5.5 / 1000
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	7.0 / 1000	6.5 / 1000
	97	通信業、放送業、新聞業または出版業	2.5 / 1000	2.5 / 1000
	98	卸売業、小売業、飲食店または宿泊業	3.5 / 1000	3.5 / 1000
99	金融業、保険業または不動産業	2.5 / 1000	2.5 / 1000	
94	その他の各種事業	3.0 / 1000	3.0 / 1000	

## 第二種特別加入保険料率表

平成27年4月1日改定 平成24年4月1日改定

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	平成27年度・第二種 特別加入保険料率	平成26年度・第二種 特別加入保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則(以下「労災保険法施行規則」という。)第46条の17第1号の事業(個人タクシー、個人貨物運送業者)	13	14
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業(建設業の一人親方)	19	19
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業(漁船による自営業者)	46	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業(林業の一人親方)	52	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業(医薬品の配置販売業者)	7	7
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業(再生資源取扱業者)	14	13
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の作業(船員法第一条に規定する船員が行う事業)	49	50
特 8	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業(指定農業機械従事者)	3	4
特 9	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業(職場適応訓練受講者)	3	4
特 10	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又は口の作業(金属等の加工、洋食器加工作業)	16	15
特 11	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業(履物等の加工の作業)	7	8
特 12	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業(陶磁器製造の作業)	17	16
特 13	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業(動力機械による作業)	4	3
特 14	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業(仏壇、食器の加工の作業)	18	18
特 15	労災保険法施行規則第46条の18第2号口の作業(事業主団体等委託訓練従事者)	3	4
特 16	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業(特定農作業従事者)	9	9
特 17	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業(労働組合等常勤役員)	4	5
特 18	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業(介護作業従事者)	6	7

## 第三種特別加入保険料率表

平成27年4月1日改定 平成21年4月1日改定

特別加入者の種類	平成27年度・第三種特別加入保険料率	平成26年度・第三種特別加入保険料率
海外派遣者	3	4

## 雇 用 保 険 料 率

事業の種類	平成 27 年度 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)			平成 26 年度 (平成26年4月1日～平成27年3月31日)		
	① + ②	①	②	① + ②	①	②
	雇用保険料率	事業主負担	労働者負担	雇用保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	13.5/1000	8.5/1000	5/1000	13.5/1000	8.5/1000	5/1000
農林水産、 清酒製造の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
建設の事業	16.5/1000	10.5/1000	6/1000	16.5/1000	10.5/1000	6/1000

※ 一般の事業とは、「農林水産、清酒製造の事業」及び「建設の事業」以外の事業です。

## 労 務 費 率 ・ 労 災 保 険 料 率

事業の種類	区分 事業 開始時期	労 務 費 率 (%)				労 災 保 険 料 率 ( $\frac{1}{1000}$ )				
		平成18年4月1日	平成21年4月1日	平成24年4月1日	平成27年4月1日	平成18年4月1日	平成21年4月1日	平成24年4月1日	平成27年4月1日	
		31	水力発電施設、ずい道新設事業	19	19	18	19	118	103	89
32	道 路 新 設 事 業	21	21	20	20	21	15	16	11	
33	舗 装 工 事 業	20	19	18	18	14	11	10	9	
34	鉄 道 又 は 軌 道 新 設 事 業	23	24	23	25	23	18	17	9.5	
35	建 築 事 業 (既設建築物設備工事業を除く)	21	21	21	23	15	13	13	11	
38	既 設 建 築 物 設 備 工 事 業	21	22	22	23	14	14	15	15	
36	機 械 装 置 の 組 立 又 は 据 付 け の 事 業	組立又は取付に関するもの	40	40	38	40	14	9	7.5	6.5
		その他のもの	21	22	21	22				
37	そ の 他 の 建 設 事 業	24	24	23	24	21	19	19	17	

※ 労務費率は平成27年4月1日以降工事着工の事業から対象となります。